

新聞通信調査会報

毎月一回一日発行
昭和40年2月20日
第三種郵便物認可

11-2007

待ち受ける解散、総選挙

福田政権に相次ぐ重い課題

鳴田 正人

(共同通信社政治部次長)



衝撃的な敗北

七月二十九日の第二十一回参院選。自民党の負け方は衝撃的だった。事前に四十議席を割り込む可能性もあると指摘されていたが、獲得議席三十七は、宇野内閣の三十六に次ぐ数字。それでも、なぜ安倍晋三氏は首相を続投するのか、政治問題ではなくて精神構造の問題だと指摘する声が永田町から上がった。確かに、参院は直接、政権選択の選挙でないが、内閣発足後初の大型国政選挙で、有権者から忌避感に近い「ノー」が突き付けられた。

正当性への疑念を持たれたまま政権を維持し続ける、そのプレッシャーに五十二歳の若い首相が耐えられるだろうか。が、現場の見方だったと

思う。

他社の政治部でも同じだと思うが、共同通信政治部も数多くの予定稿を編集用のデスク端末にそろえている。佐田玄一郎行革担当相しかり、赤城徳彦、遠藤武彦両農相に至るまで、用意した原稿が次々はけていく、費用対効果の高い政権であった。彼らは、首相を失言、スキャンダルで振り回した「お友達」だった。

当の安倍氏退陣の予定稿は参院選後、私が用意した。参院選の負け方から、政策転換を余儀なくされ、収まらぬ続投批判に、所信表明演説に至らないのではないか。その可能性はゼロではないと、六十行程度の本記と安倍政権の年表、語録を作った。

私は九月十二日の首相辞意を実家で聞いた。内閣改造後、六日の衆院議院運営委員会で臨時国会の会期と所信表明演説日程、七日に代表質問者が決まり、取り越し苦労だったかと、翌週から夏休みを取ることを決めた。その一日目だった。予定稿は同僚デスクが送信した。夏休みはそれまで。参院選、内閣改造、首相辞任、自民党総裁選、組閣と、本来なら年に一度あるかないかの政局取材が二カ月の間に集中することになった。

首相辞任の前後

九月十日行われた安倍首相の所信表明演説は、「先の参院通常選挙は与党にとって大変厳しい結果となった。今回示された国民の思いや怒りにこれまで十分応え切れていなかった。」「非常に深い反省を覚えている」と、謙虚なトーンで貫かれていた。

国会の焦点は十一月一日に期限切れを迎えるテロ対策特別措置法の扱い。二〇〇一年九月の米中核同時テロを受け、米英軍などの軍事行動を後方支援するため、同年十月に二年間の時限立法で成立。期間延長のため、三回改正された。これに基づき、海上自衛隊がインド洋での給油活動を開始し、補給艦などが米英、パキスタンなどの艦船に燃料や水を供給している。

演説の事前説明を受けた際には、参院の逆転状況を乗り切るため、これまでの強行採決連発の国会運営から、低姿勢の国会運営に転換するのだと理解した。

しかし、召集直前にシドニーで開かれたアジア太平洋経済協力会議（APEC）に出席した首相は、同行記者との懇談で、「この特措法は対米というより対外的な公約だ」と強い姿勢を打ち出した。翌日には「職を賭して」とまで踏み込んだ。

給油を継続できなければ退陣——。演説の印象とは随分違う。幹事長の麻生太郎氏に辞意を伝えたのは、十日の演説終了後。辞め時はいつか、弱気と強気が交錯し、辞任を決断する最後の最後まで、本人の中で相当の葛藤があったのではないか。

政権の節目はやはり五月二十八日、松岡利勝農相の自殺だったと思う。首相の落ち込みは激しく、情緒的に不安定になったと語る人もいる。

九月十二日の退陣記者会見の際は、テロ特措法延長で民主党の小沢一郎代表との会談が成立せず、「自らけじめを付けることで局面を転換、打開しなければならぬ」と判断した」と理由付けした。

二十四日の都内の病院での記者会見では「国会冒頭の大変重要な時期に最悪のタイミングで表明したことを国民におわびする」と話した。健康問題が退陣の理由と明らかにしたが、「政権放棄」に等しい辞め方は、無責任のそしりを免れなかった。

今後、政治家として復帰できるかどうかにも疑問符が付く。一年前、選挙の「顔」として総裁選で圧勝した時とは打って変わり、痛々しささえ感

じさせた。

郵政選挙の遺産

安倍政権とは一体何だったのだろう。岸信介元首相の孫というブランド。対北朝鮮への強硬な姿勢。「美しい国造り」「戦後レジームからの脱却」。戦後生まれ初の首相は、いわゆる「保守回帰派」の期待を一身に背負った。厳しい言い方をすれば、作り上げられた奇妙な「偶像」だったのではないか。強い理念を打ち出してきたものの、それを支える肉体、政権基盤は実は脆弱だった。

参院選惨敗で一度は統投といういばらの道を選んだ若い首相が、こういう状況で倒れていく。結局、郵政民営化という政権のエンジンをついた小泉首相が辞め、小泉構造改革の負の遺産を押し付けられた末路だった——のではないか。

安倍政権の「成果」を列举すれば、改正教育基本法、防衛省の発足、憲法改正のための国民投票法、社保庁改革、国家公務員法の改正等、この内閣はよくやったと評価する方もある。しかし、すべては衆院で三分の二の議席を占有した九五年九月の郵政解散の結果であり、決して安倍首相の力で実現したわけではない。小泉内閣の残滓、郵政選挙の遺産で食べていたのが安倍内閣だった。だから、小泉、安倍両政権は一体とみるべきだ。本来に必要なのは小泉内閣五年間の分析、総括だと思う。

各種の選挙結果から見れば自民党の長期低落傾向は明らかで、次第に三分の一政党に近づいてい

る。党内の政策的なねじれは、自民党の政党としての姿をさらに見えにくくしている。郵政選挙の結果を自民党の力とみると、情勢を見誤る。

中曽根康弘元首相は小泉純一郎首相が登場した際、自民党の「延命装置」と言った。世論をおおって支持を集める政治手法は当代随一。「自民党をぶっ壊す」から始まり、「抵抗勢力」などなど。敵か味方を峻別して劇場型政治を演出、マスコミ利用にたけていた。

政策的には都市住民重視、官から民へ、市場経済主義。竹中平蔵氏が主導した郵政民営化はその象徴だ。この間、バランスシート上では改善されたように見える企業経営の下で、正規雇用、非正規雇用という言葉が頻繁に用いられ、所得、地域間格差を大いに実感するようになった。小泉氏は都市を中心とした浮動層の歓心を自分に引き付けた。自民党を一時的に都市型政党に衣を替えたように見せた。

政策的混乱

改革のスピードが遅いからこうなったのだと指摘する向きもあるだろうが、地域に根差してきた従来の自民党支持者の反発は根深い。地方では公共事業は事実上の所得保障に等しいのが現状だ。「理論」を振りかざし、引きはがそうとすれば、当然反発は起きる。麻生太郎幹事長が総裁選で「小泉改革で自民党はぶっ壊れた」と強調したように、これまでの日本の姿は壊れた。

結局、参院選でその不満が噴出した。「美しい

自民党総裁選の開票結果

(7月29日、敬称略)

	総 数	内 訳	
		議員票	地方票
福田康夫	330 (62.5%)	254 (65.6%)	76 (53.9%)
麻生太郎	197 (37.3%)	132 (34.1%)	65 (46.1%)
無 効	1	1	0
計	528	387	141

※()内は得票率。無効票分があるため足しても100%にならない。議員、地方票の内訳は非公表のため共同通信調べによる

(KYODO Graphics, 2007)

国」「戦後レジームからの脱却」で飯は食えない。民主党の小沢一郎代表はそこを突いた。そして、見事に参院の与野党逆転を果たした。

金城湯池を奪われた自民党は、慌てて路線を切り替え、地方重視の政策を打ち出す必要に迫られている。さすがに公共事業の誘致競争の時代ではない。それが福田内閣の政権運営、政策選択の難しさでもある。市場重視型を地域重視型に戻せるのか。中間地点はあるのか。公明党も社会保障分野を中心に、高齢者医療費負担増の凍結など歳出

圧力を強めてくるのは間違いない。税制も含め政策を複合的に組み合わせるしかない。

今回の総裁選で、小泉氏を担ぎ出そうとしたのは「小泉チルドレン」。その政治センスに驚かされたが、政策的に小泉、安倍の流れをくむとみられた麻生氏でなく、福田康夫元官房長官を推したことにのみびくりにした。片山さつき氏が福田氏の隣で万歳をする姿に、違和感を覚えた有権者は多いのではないかと。自民党の政策とは何か、ますます見えなくなる。

結局、安倍首相は「裸の王様」だった。経済成長がすべてという上げ潮路線に乗せられ、「成長を実感に」というポスターを各地に張ってはみたが、党職員は「格差を実感に、だ」と頭を抱えていた。

安倍氏は選挙戦最終盤まで、負けるとは思っていなかったようだ。党の選対本部から四十台もあり得る、もっと低いかもしれないと言われ、目を丸くして驚いた。長期政権を狙っていたはずなのに。集団的自衛権行使の見直しは、憲法改正はどうなる――。

参院選を総括した自民党の報告書は「党は存立の危機に立っているといっても過言ではない」と書き、「美しい国」「戦後レジーム」は国民の意識とずれ、「都市との格差の置き去り感が非常に強まっている」と厳しく指摘した。

しかし、一方で民主党は自民党より市場重視型だったはずだ。結局、小泉自民党で学習し、今で

は社民主義的と指摘されるまでになった。「自立と共生」を標ぼうしていたが、政治状況に依じて政策軸を変えてはいないか。政党としてあるべき姿なのか。根本的な問題はここにある。深い議論が必要だと思う。

「未知の世界」に突入

現実の政治は参院の与野党逆転で全く見通しが立たない。まさに「未知の世界」に突入の観がある。参院の与野党逆転は二回。宇野政権での自民党惨敗後、海部政権で自民党幹事長を務めたのは小沢氏。参院の与野党逆転で何が起きるかを、肌身で知っている。当時小沢氏は自公民路線を構築、窮地を切り抜けた。翌年の冬、九〇年二月の選挙で勝利し、政権を「正当化」させた。

もう一例は九八年七月、橋本政権での惨敗。金融危機が叫ばれ、政府・与党は野党の金融再生法案を丸のみして政権を維持。当時民主党代表の菅直人氏は「政局にしない」と発言し、自由党代表だった小沢氏は、このチャンス逃がすとは――と激しく反発。ところが、政権奪取でなく、自ら政権に乗り込むという手法を取った。自自、自自公、現在の自公連立の流れが生まれる。

参院選後、注目していたのは、「大連立」を誰が言い出すか――だった。竹下派分裂後から小沢氏の政治手法を見てきた人々は、小沢氏から言い出すとみていた。金融国会のように政権に乗り込んでいき、再編を促す。

しかし、発言は自民党の中川秀直、武部勤両氏

から。逆に、自民党側が窮地に追い込まれていることを際立たせたただけだ。

民主党の一部にも給油活動継続に理解を示す者がいるから、自民党が民主党内に手を入れるのではないかともいわれるが、実際は無理だ。小選挙区制、二大政党が定着しつつあり、飛び道具的な再編は難しくなっている。正攻法でぶつかるしかない。新聞の見出し風には「解散含みで攻防激化、来春にも解散か」という感じで政局は推移していくと思う。

給油活動継続は短期の延長では間に合わない。十月中旬ごろには給油活動に絞り込んだ新法が出てくるはずだが、会期は十一月十日までだ。政府内には大幅延長しても通せという声があるが、公明党は慎重だ。ふとした弾みで解散になりかねず、なるべく早く会期を閉じたい力学が働く。春の統一地方選、夏の参院選と組織も疲れている。年末選挙は避けたい。臨時国会では新法は衆院通過までで、継続審議で通常国会へという可能性は高いと思う。

カードは小沢氏が

野党側は参院逆転で、問責決議に加え、国政調査権の発動を手に入れたことが大きい。給油活動でも、艦船への燃料が何に使用されていたのか、詳細な資料を出せと迫ることができる。最終的に応じられない時、内閣は声明を出さなければならぬ。そこまで追い込んでいくのが民主党の作戦だろう。世論はどういう反応をするか。われわれ

も体験したことがない。今のところ、党内求心力は民主党の方が高いとみる。

中途半端な結論では世論は納得しないだろう。民主党がいかに政府から真実を引き出してくるか、次の選挙に向けての正念場だと思う。パキスタンの艦船に燃料を補給して何の意味があるのかとか、イラクの自衛隊は何をしていたのか、とか。参院の第一党を野党が握ったことで、これまで隠されていた情報が表に出てくることを期待する。

法案審議で衆参が異なる議決をすると、成立のために衆院で三分の二による再議決するか、両院協議会を経て成案を得るしか方法はない。予算案は衆院の議決優先だが、関連法案が通らない。リクルート事件の直撃を受けた竹下内閣では、予算成立と引き換えに辞任をした。予算の出口が大きなポイントだ。

それが嫌なら、給油活動継続への民主党の反対を喧伝し、国際貢献を求める世論を背景に、通常国会冒頭に解散という手もある。だが、可能性は低いだろう。

ただ、政局はそこで終わらない。さらに先がある。与党は郵政選挙の結果、約三百四十議席を持っているが、次の選挙では大きく減らす可能性が高い。三分の二を割るとどういう状況になるだろう。政府、与党は衆院での再議決という手段をも失う。参院は民主党が握っている。自民党分裂も含め、衆院側で再編の動きが出てこなければ、行

政は全く停滞する。

小沢代表は選挙を二つ持っていると思う。一つは次の総選挙で衆院も与野党逆転させ、民主党が政権を取る通常の政権交代パターン。もう一つは取りあえず、与党に三分の二の三百二十議席を失わせる。そこをスタート台と考える作戦。

特に、いわゆる小泉チルドレンといわれる一回生議員。八十人ほどいるが、郵政解散の風に乗ってきただけに、相当数、数を減らすとみられる。

次の総選挙後はこれまでになく、政界が流動化する可能性がある。これを混乱と見るのか、民主主義の実験と見るのか。政党が再編され、政策を整理し、新しい形となるのか、非常に関心がある。

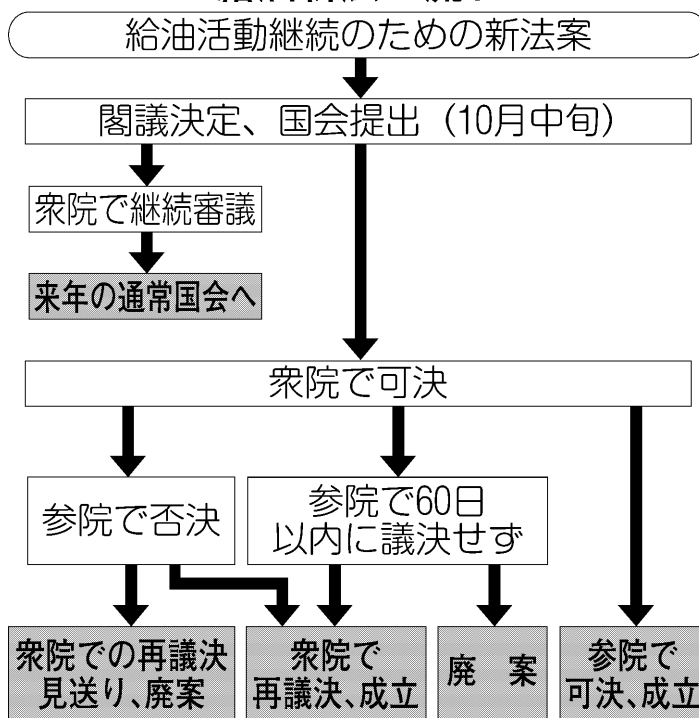
不安定要因は、小沢氏の健康問題だ。ただ政治家の健康問題を報じる方も難しい。

ポスト福田

安倍首相の退陣表明で、誰しもが麻生氏が後継者だと思っただけではないか。ところが福田氏が小泉・安倍路線を批判する形で出てくると、あつという間に福田擁立で固まった。統投批判がやまなかつたことに加え、安倍氏の「政権放棄」への批判の高まりで流れが決まった。小泉氏ですら、福田氏を支持した。政策は関係なかった。麻生氏は幹事長になって、党人事で選挙運動に配慮したのか、若手の役職を外した。これが総裁選での批判につながったと解説する人は多い。

ところが、麻生氏は総裁選で予想外に善戦し

給油新法の流れ



(KYODO Graphics, 2007)

た。福田氏の三百三十に対して、百九十七。地方票の実数では福田氏を上回った。共同通信の調べでもドント方式で比例配分をした青森、宮城、佐賀などで地方票を押さえ、本人はポスト福田を実感しているのではないか。

自民党としては、選挙のときは麻生氏、というカードがあるのかな、と思う。参院幹部が次は小池百合子氏でいいと言ったという声も聞こえてくる。首相のポストも軽くなったものだ。

五五年体制の派閥時代とは大きく異なり、勝ち馬探しの政治状況に拍車がかかっている。衆院を自民、参院を民主が握る「ねじれ国会」を契機に、本格的な離合集散が起き、骨太の政策で政権を選択できる政治状況と、本格的な政治リーダーが登場することを願っている。

◇ ◇ ◇

福田内閣は認証式を経て、九月二十六日に正式に発足。自民、公明両党の政権合意は、「負担増・格差の緩和など国民生活に重きを置いた政策断行が必要」とし、中小企業支援策の拡充、地方と都市の格差是正などを盛り込んだ。

十月一日の所信表明演説で首相は、野党との話し合い重視の姿勢を表明。構造改革路線継承の一方で、生活重視も強調、相矛盾する課題を並立させた。政権の重心が変化したのは明らか。憲法改正や集団的自衛権の行使容認など「安倍カラー」政策は棚上げされ、与党にとって「忍」の一字の国会運営が始まった。

た。

潮目の読み合い

そんな中、小沢代表の「国連決議でオーソライズ(承認)された国際治安支援部隊(ISAF)への参加は憲法に抵触しない」「国連平和活動への参加が、武力行使を含んでも憲法には抵触しない」との持論が党内外に波紋を広げた。民主党内からは「自由党党首として言っていたことを、そのまま言っている。旧民主党からの議員からすると違和感がある」と反発の声が上がり、安保政策をめぐる党内の溝を改めて印象付けた。

これ幸いと政府、与党側は「国連決議があれば武力行使もという考え方は、政府の憲法解釈と全く相いれない」(高村正彦外相)と反論。小沢氏に「憲法違反」のレッテルを張ろうと懸命だ。

この臨時国会か、継続審議かは別として、政府、与党が新法を通すためには衆院で三分の二による再議決が避けて通れない。参院での問責決議で対抗する野党側も「世論」の支持が得られるか、気をもんでいる。ここまで生活重視を掲げ支持を得てきた民主党だが、「政局の節目が変わる可能性もある」と懸念する声も漏れ始めた。

得意の絶頂で何度も政権奪取のチャンス逃してきた小沢氏だけに、給油活動継続をめぐる攻防は自民、民主両党の将来を占う試金石となってきた。

(本稿は、同盟クラブで九月二十六日行われた講演の一部を要約、加筆した)

王室と国民をつなぐ英メデシア(上)

ビクトリア女王からエリザベス二世まで

小林 恭子

(在英ジャーナリスト)

ダイアナ元英皇太子妃がパリで自動車事故で亡くなってから十年になる。パパラッチに追われながら市内のトンネルの中で事故に遭遇した。実弟のスペンサー伯爵はかつて、元妃を「世界で最もメデシアに追い掛けられた人物」と評した。

英メデシアは、長年にわたり、王室と国民とを直接つなぐ重要な役割を果たしてきた。一九八一年、チャールズ皇太子と結婚して王室に入ったダイアナ元妃は、これまでにないほど国民と王室との間の距離を縮めた人物といわれているが、皇太子とともに結婚生活の内情をメデシアに暴露し、王室報道の低俗化の流れもつくった。

王室報道を変えたダイアナ元妃の死後十年を機に、英王室とメデシアの関係を振り返ってみよう。

「国民の心の中に生きたい」

一八三七年、十八歳で即位したビクトリア女王は、ダイアナ元妃をほうふつとさせる、国民のアイドル的存在だった。肖像写真の普及や印刷技術の発展で、物理的、社会階層的に隔たりがあっても、国民が王室を身近な存在として受け止めることが可能になった。

国民の女王への思いは、一方通行だったわけではない。四二年、女王は暴漢に襲われそうになり、ピストルで女王を撃とうとした若い男性を警察が危ういところで止めた事件があった。攻撃から無事逃れた女王に国内中から手紙が寄せられた。女王は手紙の一つに、「国民の心の中に生きるのが私の望みです」と書いていた。

即位と同時に、『イラストレーテッド・ロンドン・ニュース』をはじめとした、イラストや写真に読み物が付いた雑誌が創刊され、女王の姿を描いて人気を博した。世界最初の肖像写真撮影用のスタジオもロンドンにオープンし、一八五〇年代後半には、一般国民が女王の写真を所有できるようにになった。女王は現在でいうところの「有名人」として、写真肖像画を通して人々の生活や心の中に入り込んでいった。

一八九六年には英国最初の大衆紙『デーリー・メール』が創刊されたほか、最初の王室担当記者が通信社P Aから選ばれた。

ニュース映画も人気が高く、即位六十周年記念式典では、女王がロンドン市内を歩く様子を二十五社以上の映画会社がカメラで追った。切手や商

品のラベルに女王の肖像画や写真が頻繁に使われ、女王のイメージは英国内ばかりか、大英帝国の当時の植民地を中心に世界中に伝わった。

メデシアの都合に王室側が合わせた格好になったのがジョージ五世(一九一〇―三六年)の最期だ。新聞の締め切りに合わせるため、担当医師が安楽死を選んだ。午後十一時、医師は最期が迫ったことを察知し、王の頸静脈に致死量のモルヒネとコカインを打ち、約一時間後、王は息を引き取った。軽い読み物的記事が出る夕刊ではなく、朝刊に訃報を出すための行動で、訃報は訃画通り『タイムズ』紙に出た。一九八六年、フランス・ワトソンの自伝でこの経緯が明らかになった。

国民の声を代弁したメデシア

ジョージ五世を引き継いだエドワード八世は即位当時(一九三六年)独身で、米国人の既婚女性シンプソン夫人と交際していた。米国での報道をよそに英国内では交際は報道されなかった。一九三六年十月、夫人の離婚が成立したが、英メデシアはしばらく沈黙を守った。十一月、王は首相に夫人と結婚したいと告げた。結婚に関して政府から承認を受ける必要はなかったが、結婚できなければ王位を捨てるとまで宣言した。

十二月になって報道協定が破られ、英新聞が「王とシンプソン夫人の恋」の報道を開始すると、これまで人気が高かった王に対する国民感情は大きく変わった。夫人が平民であること、米国人であることは問題にはならなかったが、二度離婚し

ていること、二人の夫がまだ存命だった点から、夫人が女王になることを支持した新聞は皆無だった。特に地方紙が敵対的で、「どんなことがあっても、夫人はイングランドの女王にはなれない」(『バーミンガム・ポスト』紙)と反対した。労働組合、当時の野党労働党議員の多くも王位放棄を支持し、ボールドウィン首相は、最終的に女王を選ぶのは王ではなく国民だと王に告げた。三十六年十二月十日、エドワード八世は王冠放棄の書類に署名した。

作家ロバート・レーシー氏の著書『ロイヤル』によると、「国民は、王が王であり続けるよりも他のことを選んだことで、裏切られたと感じた」という。退位を勧めたのは首相で、政治が英国の将来を決めたが、国民はメディアを通して反対の声を上げたのだった。

エリザベス女王誕生へ

エリザベス現女王の両親の時代になると、現在の王室とメディアの関係の原型が出来上がる。

伯爵令嬢だったエリザベス・バウエス(現女王の母親)がヨーク公アルバート(後のジョージ六世)との結婚の申し出を受け入れた翌朝、ロンドンの自宅に記者が押し掛けようになった。エリザベスは記者を家の中に招き入れ、取材に応じた。アルバートはこれを快く思わず、今後の取材を禁じた。

一九二三年の結婚式の報道に、ニュース映画制作を専門とするトピカル・バジエット社は三千ポンド

近く(現在の十万六千ポンド、約二千五百万円)を払い、カメラの位置を決め、新聞は特集を組んだ。王室報道は大きなビジネスになっていた。

長女エリザベス(現在の女王)は、一九二六年の誕生時から国民の大きな注目を集め、三歳で米雑誌『タイム』の表紙にも登場した。

私的感情を君主の地位よりも優先させた叔父のエドワード八世とは異なり、エリザベスは王室の役割を非常に厳粛に受け取っていた。二十一歳の誕生日の演説では、「私の人生を国民の奉仕のためにささげる」と述べた。一九五二年、父が急死し、エリザベスは急きよ、二十五歳の若さで君主となった。戴冠式はテレビ放映すべきだという声が上がったが、当時テレビは一般大衆が見るものという認識があり、「王室の俗化につながる」とみた女王はこれを避けようとした。

しかし、五二年秋、翌年の戴冠式はテレビでは放映されないと王室が発表すると、大衆紙数紙で非難の声が広がった。王室は方向転換を強いられた。クローズアップの撮影はしないなどの取り決めた。したものの、当日、テレビ局はクローズアップを決定した。国民のほとんどがテレビにかじり付いたといわれた。

崩れた王室批判のタブー

英国の放送業界では長い間、「親王室」のBBCの独占が続いていた。BBCは王室に批判的な記事を書いたコラムニスト、マルコム・マゲリッジ氏のテレビやラジオでの出演を中止した。王室

を「ロイヤル・ソープオペラ」と評し、「宗教心が薄くなっている英国で、王室が宗教の代用品になっている」と指摘した氏の論旨は今からすると驚くほどの発言ではないが、当時は衝撃だった。

しかし、五五年から放映を開始した民放ITVは、逆に氏の出演を歓迎した。BBCとITVの間で視聴率合戦が進む中で、BBCはマゲリッジ氏の出演中止を後悔するようになった。王室批判は放送業界でも次第にタブーではなくなった。

「恥ずかしがり屋」と評されるエリザベス女王だが、五七年から毎年、国民に語り掛ける「クリスマス・メッセージ」をラジオではなくテレビで行うことに合意した。しかし、せりふを教えるテレビプロンプターを使うことは拒否した。演技をしているように見え、国民に対して不誠実と思ったからだ。そこで、ラジオ放送時同様に、マイクの前で原稿を読む様子が見えるように収録された。

メディアに対し、王室が大きく門戸を開いたのは一九六七年、「ロイヤル・ファミリー」という題名のドキュメンタリー映画が制作されたことだった。チャールズ皇太子が二年後に二十歳になるのを記念して作られた作品で、BBCの制作スタッフはこれまでにないほど自由に王室の日常生活の場に入ることを許された。六九年六月のテレビ放映で、国民は王室の家族同士の自然な会話を初めて視聴する機会を得た。番組は世界百二十五カ国で視聴され、国内でも十回以上、米国では二回放映された。

王室報道の低俗化

大衆紙を中心にカメラマンと記者がチームとなつて王室のメンバーを集的に取材するやり方が七〇年代初頭ごろから登場し、報道と王室の関係は大きく変わった。かつて、エリザベス女王の夫フィリップ殿下の不倫疑惑に報道を自粛した時代は過ぎ去り、メディアは、写真や記事売るためには、相手が王室でもあつても、個人のプライバシーに容赦なく侵入する存在となつていった。

こうした情け容赦のないやり方が一つの極限に達したのが故ダイアナ元妃の報道だった。チャールズ皇太子が交際した相手は誰しもがパラッチの対象となつたが、婚約が正式に決定したダイアナ元妃への取材は一段と過熱化した。待機したパラッチの一群は通勤途中の元妃を追い掛けた。ダイアナ・ヘアが人気となり、元妃の記事が載れば雑誌は20%販売部数を伸ばすといわれた。買い物をしてる姿の写真は千五百^{ポンド}（約三十五万円）以上、水着姿は一万^{ポンド}で売れた。メディア側からすれば、ダイアナ元妃は「商品」だった。

八一年の元妃と皇太子の結婚後、メディアの取材攻勢には拍車がかつたが、その原因は、若く美しいダイアナ元妃の写真や記事を掲載すれば部数が大幅に伸びる点に加え、王室側がメディアを自己目的で利用した要素もある。元妃および皇太子は結婚生活の内情をメディアに吐露し、火に油を注いだ。王室の人間自らが、プライバシーに深くかかわる情報をメディアを通じて外に出したの

は、前代未聞だった。皇太子と元妃がメディアを通じて公衆の面前で夫婦げんかをしているようにも見えた。結末は王室報道の低俗化、ゴシップ化で、国民の間にウィンザー王家に対する失望感を植え付けた。

「ダイアナ妃の真実」

夫のチャールズ皇太子が結婚当初からカミラ夫人と肉体関係を持っていたことなどが原因で、ダイアナ元妃との結婚生活は悪化していったが、国民が内情を知ったのは、後に書籍化された連載『ダイアナ妃の真実』が一九九二年、『サンデー・タイムズ』紙に掲載された時だ。

王室の家庭の内実を赤裸々に書いた連載は、作家アンドリュー・モートンが書いたが、元妃は知人の医師に自分の思いを語り、この内容を医師を介してモートンに伝えた。生前の元妃は本にはかわっていないと述べていたが、死後、モートンは元妃が情報源だったことを明らかにした。

一方のチャールズ皇太子は九四年、テレビ番組のインタビュで自分の不貞を認めた。インタビュを行ったジョナサン・ディンブルビーが翌年出版した本の中で、皇太子は父や母の育て方も否定していた。九五年には今度は元妃がBBCの番組「パノラマ」に出演し、「私たちの結婚生活には（カミラ夫人を入れて）三人いた」と述べるなど、壊れた結婚生活の現状を語った。

大衆紙は、元妃と男性の友人との電話での会話やチャールズ皇太子とカミラ夫人との同様の会話

を録音したテープも入手した。紙面では性的描写の入った会話の一部を掲載し、ある電話番号に電話すると、読者が会話を録音したテープを聞けるという仕組みをつくった。

元妃や皇太子は全国紙にお気に入りの記者を持ち、自分に好意的な記事を書いてもらっていた上に、それぞれの友人や知人たちも皇太子や元妃の言い分を正当化するために、メディアに情報をリークし合つた。

九六年、二人の離婚は正式に成立したが、元妃の「商品価値」は下がることはなかった。

九七年八月、元妃はパリ市内で乗っていた車が事故を起こして死亡した。車には、英ハロッズ百貨店所有者の息子で恋人だったドディー・アルファイド氏も乗っていた。バイクや車に乗ったパラッチたちに追い掛けられた末の、トンネル内での事故となった。

死亡直後は過熱報道のメディアを責める声が強かつたが、十年たった現在、パラッチ側に反省を求める見方と共に、「元妃もメディアを自己利用していた」とする批判が出るようになった。

十月二日、元妃の死因を究明する審問の本格審問がロンドンの高等法院で始まった。結審までには半年近くかかるとみられ、監視カメラに写った元妃の最後の映像などが公開された。しばらくの間、元妃をめぐる報道が続きそうだ。

元王妃亡き後の英王室報道や日英の報道の違いについては、次号で稿を改めて考えてみたい。

海外情報

APN、編集制作工程を外部委託
組合、質の低下を招くと批判

オーストラリアとニュージーランドで二十三の
日刊新聞と百以上の非日刊新聞を発行する「AP
N ニューズ・アンド・メディア」(以下「AP
N」)が、新聞の編集制作工程を外部委託する政
策に踏み切り、グループの旗艦紙でニュージーラ
ンド最大の日刊紙「ニュージーランド・ヘラル
ド」(以下「ヘラルド」)が二〇〇七年八月十二日
から実施した。

「APN」は、アイルランドの首都ダブリンに
本拠を置き、世界的規模で百七十五種の新聞、雑
誌を発行するアイルランドの巨大メディアグルー
プ「インディペンデント・ニューズ・アンド・メ
ディア」(以下「インディペンデント」)の傘下にあ
る。「インディペンデント」グループ内のアイ
ルランドの新聞も程なく、この編集委託政策を採
用することになるという。「ヘラルド」とともに
「APN」の傘下にあるニュージーランドの日刊
紙五紙と週刊誌三誌も、年末までに採用の予定で
ある。

『ヘラルド』は外部委託により、ニュース編集
と紙面制作の仕事を本社から二十分ほど離れた場
所に位置する請負契約会社「ページジマスターズ・

ニュージーランド」に委託し、二十人の専任サブ
エディターが仕事を担当する。以後これらの仕事
が「ヘラルド」の社内で行われることはなくな
る。「ページジマスターズ」は「オーストラリアA
P」の子会社で、「APN」の「サイバー・コン
ピューター編集制作システム」に従って運営され
ている。

『ヘラルド』の編集制作工程の外部委託計画を
主導してきたリック・ネビル副社長は「読者は新
聞の編集やデザインが変わったことに気付かない
だろうと確信している」と述べた。

ネビル副社長は、今から六週間後には『ヘラル
ド』の編集制作作業をすべて「ページジマスタ
ーズ」に移し終え、それからオークランドの二紙
『オークランダー・ウィークリー』、『ヘラルド・
オン・サンデー』へと作業を移し、十月には地方
紙への移行を始めた」と今後の日程を語る。

だがネビル副社長によればこの外部委託は人員
合理化も伴う。『ヘラルド』のスタッフのリス
トは八月十日に終わり、年末までに地方紙スタッ
フのレイオフも行う。

「ページジマスター」は〇七年の終わりには、七
つの新聞を対象に四十五人のスタッフで作業を行
っているだろう。この人数は、これらの新聞がこ
の仕事のために雇用していた人数よりも三十人近
く少ないことになる。この外部委託計画の利点は
人件費の節約、効率の向上、そして高価な「知的
技術」の採用によって可能となる仕事処理量の増

大なのである。こうネビル副社長は語る。

この前例のない計画に対する評価はどうか。ネ
ビル副社長は「この計画には国際的な関心が寄せ
られているが、大方の人々は手をこまねいて、わ
れわれが成功するかどうかわかりようとの姿勢
だ。だが、わたしは成功に何の疑いも持っていない」と述べている。

一方、ジャーナリストも含む技術・印刷・制作
関係の労働組合は「この計画は、記事がローカル
問題を知らない編集者たちによって取り扱われる
ために、ニュースの質が低下する」と危惧する。

ブリュッセルに本拠を置く「国際ジャーナリス
ト連盟」(IFJ)は「ジャーナリズムと編集活
動の外部委託は先進諸国における新聞の構造的危
機を悪化させるだけだ」と批判する。IFJのエ
ーディアン・ホワイト事務局長は「新聞はジャー
ナリズムとしての質の向上と、インターネットと
新技術が提供する機会の利用に投資することによ
つてのみ、生き延びることができる」と述べ、さ
らに「仕事を切り捨てること、ジャーナリズムの
専門的活動を分断すること、そして編集者を取材
記者の部屋から遠ざけることは、部数低下に対応
するための答えではない」と指摘する。

新聞事業の中核にある編集制作の外部委託とい
う大胆な試みは、果たしてどのような展開を遂げ
るのか。これが成功と支持を勝ち得たなら、その
影響は計り知れないものとなるのではないか。

(広瀬 英彦 東京大学名誉教授)

別世界だったイスラム社会

入社3年、急きょカラチ特派員に

―通信社の先輩が語る「私の体験記」⑧―

小 関 哲 哉

(時事通信社OB)

『日本経済新聞』学芸面の名物連載「私の履歴書」は楽しい。とりわけ今年の十月に登場した青木昌彦さん(スタンフォード大学名誉教授)の半生記は面白かった。思想傾向や生き方は正反対といってもいいのに、同じ時代を生きてきた一人として、何ともいえない魅力がある。

貧乏学生と早稲田事件

在学中全学連の闘士になる青木さんが東大に入学した一九五六年、私は早稲田大学の第二政経学部を卒業して時事通信に入社した。何も好き好んで夜学を選んだわけではない。昼のアルバイトしかなかったから、やむを得ず滑り止めの第二政経に行っただけのことである。

朝早くから日比谷の市政会館にあった時事通信社でバイトをし、夕方になると都電を乗り継いで学校に通った。五二年五月、皇居前広場を鮮血で染めた「血のメーデー」。それを追いかけて大学構内に警視庁の機動隊が大挙突入する早稲田事件が起きた。私が社会学の授業を受けていた3号館の周囲は、投光器を浴びて鈍く光る機動隊の青い

ヘルメットで埋め尽くされた。

昼間部の学生が四階の教室に息せき切って駆け込んできて叫んだ。「諸君、大学の自治は踏みこじられた。われわれと共に抗議運動に立ち上がろう!」。冗談じゃない、帰れば夜勤が待っている。

おれにとつて勉強できる時間は今しかない。警官隊と乱闘を演じて食っているやつはやつたらいいだろう。おれたち貧乏学生にそんな暇はない。

六〇年一月、青木さんが岸首相訪米阻止闘争で挙げられ万世橋警察署の留置部屋に放り込まれたころ、私はパキスタンにいた。悪疫(しやうけつ)猖獗(きやうけつ)の地カラチで特派員が二人続けて病に倒れ、その救出と業務続行を兼ねて入社三年目の若造にお鉢が回ってきたのが五九年の夏だった。

ジェット旅客機はまだ就航しておらず、プロペラ式のダグラスDC7型に乗り込み香港で一泊。バンコク、ラングーン(ヤンゴンではなかった)、カルカッタを経由、やつとこの目的地のカラチ国際空港に着いた。飛行時間はおよそ三十時間。ドアが開き、真夜中の滑走路に降り立つと、中東

地域特有の熱気と臭気がどつと押し寄せてきた。

7人の召し使い

初仕事は着任してひと月もたたないうちに風土病に冒されて入院した前任者を、一刻も早く日本に送り帰すことだった。伝染病隔離病棟みたいに粗末な病院に駆け付けると、やつれ果てた先輩記者が「あ、小関君、来てくれたか。これでやつと帰れるな」とすがり付くように言う。下半身まひ状態で、ベッドから起き上がることもできない。

こんなところに居たら助かる人も助からない。八方走り回ってやつとパンアメリカンの直行便に座席を確保した。

パンナムのカラチ支店は、付き添いを付けなければ半身不随の病人を乗せるわけにいかないといい張る。やむを得ない。二人支局で通信連絡を担当していた先任のSさんに一緒に帰ってもらうことにした。カラチ空港の税関も搭乗口もすべて無視して救急車を旅客機に横付けし、担架ごと機内に運び込んだ。四発のエンジンをとどろかせてDC7が東の空に消えていく。支局兼宿舍に戻ったその夜から、下痢が始まった。

宿舍は現地でバンガローと呼んでいる平屋建てで、一棟に二家族が入居できる。資金繰りに悩んでいたわが社に、一棟全部借りようなぞいたくはできない。大使館で事務をやっている理事官のFさんのバンガローを半分お借りする形で使っていた。バンガローの裏手は深いがけになっている。はるか下のほうに、ロバの死体が転がっている。



る。砂塵^{さじん}でかすむ上空には、ハゲタカの群れが舞っている。

お隣さんの話だと、パキスタンやインドで一家を構えるのに、七人の召し使いが必要だという。まず執事に相当するベアラー。次いで料理人のコック。門番のチョギダル。大抵旧式銃をいかめしく構えている。掃除係のスィーパー。人間洗濯機^{じんげんせんたくき}のドビー。使い走りのボーイ。子守のアヤ。このうち七人目のアヤだけが女性で、あとは全部男である。仕事はすべてカースト制度で代々決まっている。だから一人の使用人に幾つも仕事をやらせるわけにいかない。

新任の大使館員の若奥さんが赤ちゃんのオムツを洗っていたら、スィーパーがボロぞうきんをぬっと突き出した。驚いた若奥さんが何をするの、としかると、「メンサーフ（女のご主人様）、あなたはドビーの出でしょう。これも洗ってください

い」——うそか本当か、お隣さんはこんな笑話^{わらわ}が得意だった。ドビーはスィーパーよりも階級が下なのだろう。単身赴任の時事特派員にアヤは要らない。チョギダルもボーイも省略。ドビーはお隣さんと半分ずつ使うことにして、使用人は三人半で間に合わせた。

イスラム社会の現実

カラチ支局の朝は早い。地球を半周して短波無線で送られてくるニュースをヘリカル受信機で受けて手書きし、『時事速報』として毎日発行する。仕事の途中で、夜明け前の祈りの時間を告げる声がモスクのミナレ（尖塔^{せんとう}）から朗々と響く。メッカに向かつて一日五回礼拝するのがイスラム教徒の大事な勤めである。中でも一番大事なのが夜明け前の祈りだ。それより早く、ニューズマンの仕事は始まっていた。

イスラム教徒にはさまざまな戒律がある。例えばアルコール飲料は一切ご法度。だが普段は謹厳実直な情報省のお役人でも、日本大使館のパーティーに来ると、真っ先にビールをうまそうに飲み干す。「おきてを破っているのですか」と冷やかすと、「大使館の敷地は治外法権だからアラアの神は見えていない」。イスラム社会の信仰心にも裏表がある。上流階級ほど、それが目立った。

あれから半世紀近い歳月が流れた。今パキスタンではムシャラフ将軍が、軍を掌握したまま大統領の地位を維持しようと悪戦苦闘している。四十八年前のパキスタンも軍政下であり、大統領は陸

軍参謀長のアユブ・カーン将軍だった。

インド亜大陸には、大英帝国による植民地支配の歴史と伝統が、いい意味でも悪い意味でも色濃く残っている。悪い方では分割統治政策（Divide and Rule）の呪縛^{じゆわく}から、今もって抜け出せない。対英協力派のジェンナーを指導者とするパキスタンが、反英非暴力のガンジー率いるインドたもとを分かつて分離独立したのも、競い合って核武装に走ったのも、骨肉の恨みが招いた悲劇だろう。

良き遺産は法治主義と三権分立つまり民主主義が曲がりなりにも根付いていること。ムシャラフ将軍の大統領当選に「軍籍のままでの大統領選立候補に疑義あり」と異議を唱えたのは最高裁だった。英国流の法治主義はちゃんと機能している。

これがインド亜大陸と中国大陸の決定的な違いである。中国では台湾海峡を隔てた台湾を唯一の例外として、民主主義が国家のシステムとして定着したことは四千年の歴史上一度もない。

アユブ軍政下でも、その伝統は息づいていた。軍部内閣の閣僚には党人出身の若手政治家も含まれており、その中の一人にズルフィカル・ブット商工相がいた。「日本人はエコノミックアニマルだ」という「尊称」を献じてくれたあのブット氏である。カラチの中心街にあった商工省に訪ねると、新生パキスタンの産業発展に日本は大いに力を貸してほしいと虹のような抱負を披瀝した。

ブット氏は後に首相、大統領となるが、軍部クデータで権力の座を追われ、処刑された。だが

令嬢のベナジル・ブット氏がその後を継ぎ、パキスタン人民党を率いて首相に返り咲いた。失脚して国外に逃れたことがあるが、今もムシャラフ氏との政治駆け引きでらつ腕を振るっている。

人ごとではない。日本だって同じ情景の繰り返した。敗戦から幾星霜、経済だけは発展したが、政治の基本構造はちっとも変わっていない。国家の安全保障をほとんど全部アメリカに丸投げしているのに、アメリカが始めたテロとの戦いを支援するのは憲法違反だと言いつける野党党首。それを説得するのに失敗して、体調不良を理由に政権を投げ出した戦後生まれの首相。故ブット氏のご託宣は、残念ながら正しかったようである。

ヒンズークシに夜明けは来るか

一九四七年の印パ分離でインドのデリーから難民になって命からがら逃げてきたムシャラフ氏と違って、アユブ・カーン將軍はパンジャブ地方の名家の出で、広大な領地を持っていた。酷暑のカラチが嫌いで新首都イスラマバードに移転したのも、自分の土地に首都をつくらせたのだともっぱらの評判だった。

それでも国民の支持は気になるとみえて、「ペーシック・デモクラシー」と名付けた自分流の民主主義を売り込むため五九年の年末に全国遊説し、各国特派員には「この一大イベントを取材せよ」と半ば強制的な通達を出した。おかげでペシヤウルからアフガン国境のカイバル峠にかけて、かねて行っていた見たかった北西辺境地域（トライバ

ルエリア）を取材することができた。

おんぼろバスに揺られて岩山の間の坂道を上っていくと、急カーブの岩壁に金属板が埋め込まれている。アフガン征服戦争で狙撃手の銃弾に倒れた英印軍将兵の墓碑だ。途中でバスに乗り込んだきた男たちは、肩に小銃を担いでいる。山賊か、と一瞬ぎょつとしたが、地元のパシュトゥーン族の農民だという。道行く人たちも皆小銃や拳銃で武装している。

彼らに国境はない。夏の間アフガニスタンの山地でヤギや羊を飼い、冬になるとペシヤウル平原に下りてくる。この暮らしを何百年も続けてきた。インド亜大陸を征服した大英帝国も、ついに精悍なアフガンの山岳部族を屈服させることはできなかった。辺境地域には今でも政府の施政権も警察権も及ばない。

峠を上り詰めると、はるか彼方に白雪を頂いたヒンズークシ山脈が見えた。東にパミール高原、さらにヒマラヤ山脈へと連なる峻険な山々は、かつて「ヒンズー殺し」と恐れられた難所だった。アフガン盆地に向かって下り下りの坂道を、ラクダを連ねた隊商がゆっくり上ってくる。

時間は歩みを止めていた。二十年後の一九七九年十二月、ソ連軍によるアフガン侵攻。翌年の正月に、元防衛庁長官だった故山下元利代議士の勉強会で、各社の記者諸氏は口をそろえてアフガニスタンに勝ち目はない、相手は世界最強のソ連軍だ、短時日で降参するだろう、と主張した。私の見立ては違った。この戦争

は長期のゲリラ戦になる。地形の険しい山岳地域での戦闘に、近代兵器は役に立たない。大英帝国ですら征服できなかったアフガン部族にソ連は勝てない。長いこと流血が続いた後に、結局は旗を巻いて撤退するしなくなるだろう――。

孤立無援の少数意見を支持した記者が一人だけいた。新華社通信の主任特派員、呉学文さんだった。結果は既に歴史に書いてある。アフガン戦争で体力を消耗したソ連は解体し、ロシアやカザフスタンなど十五の共和国に分裂した。だがアフガン山地を含む広大な地域の決着はまだ付いていない。

第一次アフガン戦争は多数の孤児を生んだ。戦争孤児を引き取って育てたのは、ペシヤウル平原に散在するイスラム教の神学校だった。神学校の生徒（タリバン）たちはソ連軍の撤退後も部族紛争の絶えない故郷に戻って戦い、タリバン政権を建てた。それを後押ししたのは、パシュトゥーン出身者が主流を占めるパキスタン軍の情報機関ISIだった。

二〇〇一年、9・11同時多発テロ発生。ムシャラフ將軍はISI内部のパシュトゥーン派を切つて、テロとの戦いにアメリカ支持の旗幟を鮮明にした。だがパキスタンはいまだにまとまり切れず、乱れに乱れている。アフガンもまた依然として混沌の淵に沈んでいる。そしてイラクも……。ヒンズークシ山脈に、暁の光はまだ見えない。

海外情報

有名人のスクランダル報道は過剰

TVに批判集まる―米調査

市民の大多数が有名人のスクランダルに対するニュース報道が過剰である、と考えていることがピュー・リサーチ・センターの「有名人と報道(the People & the Press)」調査で分かった。全米を対象にした新規調査で、有名人のスクランダル報道に対する市民のとらえ方を見ようとした。調査は今年七月二十七日から三十日の間で実施、回答したのは全米を代表するサンプルとして抽出された千二十七人の成人だった(ピュー・リサーチ・センター・オンライン、八月二日)。

調査でまず、有名人スクランダルに対するメディアの報道量について、「過剰である」が87%、「あまりに少ない」が2%、「ちょうどよい」が8%、「分からない」が3%となっており、米国民の圧倒的多数がセレブリティ報道は行き過ぎと考えていることが傾向として見えた。調査では有名人スクランダル報道が行き過ぎとした回答者に対し、誰がその責めを負うべきかをさらに聞いている。その結果、最も責めを負うべきだとされたのは「報道機関」で54%、続いて「スクランダル報道に踊らされる市民」32%、「両方に責任がある」12%、「どちらにも責任はない」1%、「分か

らない」1%となった。

この調査で男女の回答者の間に大きな違いはなかったが、興味本位のタブロイドストーリーについては男性(52%)よりも女性(55%)の方が報道に対して批判的傾向が若干強かった。米国の二大政党である共和党支持者と民主党支持者の間での回答傾向を見ても特に大きな差は見られなかったが、共和党支持者(57%)の方が、有名人報道にかかわるメディアの報道の仕方について民主党支持者(52%)よりも批判的だった。

今回の調査でもっとも顕著に差が表れたのは、年代別で比べた場合である。タブロイドの有名人スクランダルの過剰報道に関し、若い世代で「人々が望むからこのような過剰報道が起きている」との意見が強く、報道機関に過剰報道の元凶があるとする傾向を上回っていた。

調査によると、三十歳以下の層の約半分は大衆が求めるから過剰なスクランダル報道が発生すると考えている。一方、報道機関が責められるべきだと回答したのは31%だった。これと正反対に三十歳以上層では大部分が報道機関こそ責められるべきだとし、受け手である市民が問題とするのは30%にも満たなかった。

二〇〇七年を通じてハリウッド・セレブリティの有名人スクランダルが次々に出てきている。例えば、ヒルトンホテル創業者の曾孫にして、フアッションモデル、また俳優でもあるパリス・ヒルトンの「短くて、忘れられない刑務所への収

監」は今年の夏、大きな扱いで全米に向けて報道された。六月第一週にヒルトンが異例の早さで仮出所して社会の批判を浴び、再び収監されるに至った。このセレブ特別扱いに焦点を当てた全米向けニュース報道は4%を占め、12%の国民がヒルトン・ストーリーを他の報道よりも関心を持って追ったとしている。

これにも増して大きな関心を集めたのが、今年初めの月刊誌『PLAYBOY』の元モデルだったアンナ・ニコル・スミスの死亡に関連した過熱報道である。スミスの巨額遺産相続をめぐる、生後間もない女兒の父親に三人が名乗りを上げた点に注目が集まった。この事件は報道機関のおよそ四分の一(24%)が集中的に報道したが、米国民の61%が過剰報道だったと感じていた。

有名人スクランダル報道に関してどのメディアが熱心だったかについて聞いたところ、多い順にCNN、MS・NBC、そしてフォックス・ニュースを含むケーブルニュース(34%)、CBS、ABC、NBCの三大局を中心とするネットワークニュース(27%)、インターネットニュース(15%)、新聞(8%)、ラジオニュース(2%)となった。またその他、分からない、などは12%だった。その中で、動画を駆使するケーブルTVと地上テレビ放送のニュースが有名人スクランダルの過熱報道をけん引している、として非難する回答が六割を超えているのが注目される。

(金山 勉 上智大学准教授)

雑誌『サライ』外注写真の二次使用

マスメディア関連の裁判を見る (33)

(平成一七年(ワ)第二四九二九号II)
損害賠償請求事件

佐藤 英雄

前回に続き写真の著作物をめぐる争いだが、今回は出版社がフリーのカメラマンに発注した写真を雑誌に掲載した後、許諾を得ないで再使用を目的とする自社のデータベースシステムに取り込んで争いになった事件。原告は送信可能化権などの侵害で総額三千二百六万円の損害賠償を請求したが、東京地裁(清水節裁判長)は平成十九年五月三十日、送信可能化権侵害は認めず、複製権侵害などで三百二十八万円の判決を言い渡した。

『サライ』の掲載写真をDBに

原告はフリーカメラマンのAさん(東京都新宿区)、被告は大手出版社の㈱小学館(東京都千代田区)。Aさんは平成十年ごろから同十五年六月ごろまで、小学館が発行する雑誌『サライ』編集部依頼で、同誌に掲載する写真を撮り、ポジフィルムで渡した。同編集部はこのポジの中から選別して『サライ』に掲載し、表紙の場合は一枚五万円、そのほかは枚数に関係なく一頁当たり二万五千元をAさんに支払った。

被告は同社が発行する雑誌等に掲載された写真等のデータを社内外で有効に活用するため、「小学館ビジュアル・データベースシステム」(SVD)を運営している。『サライ』の特集記事に使用された写真も二〇〇一年一六号(平成十三年八月十六日発行)から、その都度フィルムスキャナーでデジタルデータ化する作業を行い、サーバーに蓄積した。Aさんのポジフィルムもその一六号掲載分から二〇〇三年の一五号(平成十五年八月七日発行)分までをデジタルデータ化、その過程で、そのデジタルデータをいったんCD-ROMに保存していた。

一方、被告は翌十四年十二月ごろまでに、SVDで管理するデータを、第三者に貸し出す場合の使用料の配分等と内容とする写真家との間の契約書式を作成し、写真家との間でこの書式に基づく合意を求める作業を進めた。Aさんとは、第三者から『サライ』掲載写真の二次使用の申し入れがあった際、合意を求めたが、Aさんはこれに同意せず、契約は成立しなかったため、蓄積された写

真はAさんの元に返された。

社員への公開は送信可能化の侵害

Aさんの言い分は、①小学館の依頼で撮影し、掲載されたポジフィルムは千十三枚で、うち四百六十一枚がデジタルデータ化され、蓄積された。これは社員のコンピュータ端末から見ることができ、状態にあった。小学館には千人に近い社員がおり、また、編集部員だけでも三百人を下らないのであるから、本件デジタルデータのサーバーの蓄積は公衆への送信を可能化するものである。また、デジタルデータ化する行為自体は複製権の侵害である。さらに、デジタルデータをCD-ROMに保存しているが、この行為も複製権を侵害する。

②撮影の合意はあらかじめ発注者に完成品としての表現が決まっている請負とは異なる。撮影に係る契約関係を法的にみれば準委任契約であり、ポジフィルムの所有権が被告に帰属することとする内容ではない——などと主張した。

一方、被告は、①デジタルデータ化したのは四百五枚である。これは保存したハードディスク内を検索し、原告撮影に係るものが三百六十四枚あることを確認し、さらに、ハードディスクに保存する前に保存していたCD-ROM内に四十一枚があることを確認した結果の合計枚数である。このデジタルデータ化は、写真の二次利用についての管理システムを円滑に稼働させるための準備行

為として、社内のデータベースに保存していたというものであって、保存された本件デジタルデータを被告の一般社員が閲覧できる状態に置いていたわけではない。この作業にかかわった社員四人のコンピュータ端末との関係においてサーバー機能を有していたにすぎず、その他の社員がアクセスすることは全く不可能な状態であった。これは特定かつ少数の者であるから、著作権法の「公衆」には該当せず、原告の送信可能化権を侵害することはない。

②仕事の完成引き渡しに主眼があり、準委任契約ではなく請負契約である。必要経費は請求された全額を支払っており、原告がポジフィルムを購入した時点において、被告は当該ポジフィルムの所有権を取得する——などと反論した。

送信可能化に当たらない

裁判所の判断(要旨)は次の通りだった。

(送信可能化権の侵害) デジタルデータが保存されたサーバーは、SVDの準備作業を行っていた被告の担当者四人の端末との関係においてサーバー機能を有するにすぎず、他の被告社員の個々のコンピュータ端末から閲覧することはできなかった。担当者四人は、特定かつ少数であり、特定かつ多数の者を含む「公衆」(著作権法二条五項)には該当しないから、他の要件について検討するまでもなく、上記行為は送信可能化には当たらず、これによる送信可能化権の侵害は認められ

ない。また、同データの活用を図るシステムを構築することを計画し、その準備作業を行っていた社員四人においてのみ閲覧可能な状態で保存していたことに不合理な点は認められない。

(複製権侵害) 被告が原告のポジフィルム写真の一部についてデジタルデータ化し、サーバーに蓄積する過程でCD-ROMに保存した事実は、当事者間に争いが無い。被告は写真の劣化や紛失を防ぐため社内のデータベースに保管していることは複製目的ではないので複製権侵害に当たらないと言いが、利用目的でない複製行為でも複製権侵害になる場合があることは明らかで、被告の主張は失当である。

(ポジフィルムの所有権) 原告がポジフィルム購入時点から、本件交付ポジフィルムの所有権を取得していたものと認められ、当初より被告が所有していた旨の主張は採用できない。

ポジフィルム自体の所有権と、そこに化体されている著作物である写真の著作権とが別個に考えられるのであるから、費用の負担状況、『サライ』掲載後の報酬等の支払いなどの諸事情を考慮した上、原告と被告間の合意において、ポジフィルム自体の所有権をいずれに帰属させることを内容としていたかを合理的に解釈するのが相当である。当該写真が『サライ』に掲載された場合には、一々当たり二万五千円、表紙に掲載された場合には、五万円が原告に対して支払われたが、これらの支払いは、写真の掲載量を基準にした支払いで

あること、二次使用またはそれ以上の複数回の使用を予定して設定されている「小学館フォトサービス(SPS)」の使用料金額(雑誌での使用について一万五千七百五十円、ポスターやカレンダーは三万一千五百円)とほぼ同程度であること、原告が第三者から『サライ』掲載写真一点についての二次使用の申し入れを受け、この許諾料として四万円が提示したことなどに照らせば、上記支払金額は写真の著作物の複製許諾料(複製許諾の対価)であったと考えるのが相当である。

さらに、被告は平成十五年十一月十日以降、原告からたびたび本件交付ポジフィルムの返還要求を受け、その都度倉庫を探すなどして対応に努め、原告に対し返還が遅れたことをわびるなどした上、自らの所有物であることなどを何ら告げずに当該ポジフィルムを返還している。このような被告の対応は本件交付ポジフィルムの所有権が被告にあるとの認識とは明らかに相反する。

高額でなければ違法ではない

(ポジフィルムの紛失枚数) 実際に『サライ』誌面に使用された写真は合計千十三枚で、被告は原告にこのうち八百九十六枚を返還し、残りの百十七枚は返還されていない。これは被告が紛失したものと認められる。この被告の行為は原告の紛失ポジフィルムについての所有権を侵害する不法行為を構成する。

(営業妨害の有無) 被告は広告制作プロダクシ

ヨンから平成十四年十二月十九日発行の『サライ』百十七頁に掲載された「味処西陣」の「柳葉魚鮓」の写真一点の貸し出し依頼を受け、二次使用について原告の許諾を得た。被告は同プロダクションに対し、貸し出しに当たって、被告に対する使用料ない手数料として原告の二次使用許諾料と同額の支払いを請求し、同プロダクションから、検討の結果、予算に合わないで借用を断念した旨の連絡を受けた。原告は被告の上記行為は請求する地位にないにもかかわらず、請求をした違法な行為であり、その結果として原告に許諾料相当額の「得べかりし利益」を喪失させた不法行為を構成する旨主張する。しかしながら、雑誌の発行者として当該雑誌の誌面に掲載された写真について二次使用を希望する第三者に対し、何らかの金銭請求をすることは、金額が不当に高額でない限り、それ自体で違法な行為であるとまで評価することはできない。

(原告の損害) サーバーへの蓄積が、複製等の二次使用の許諾料を得るための準備的な行為であって、データベースとして実際の利用には供されていないことなどを総合考慮すれば、表紙掲載写真について一枚当たり五千円、その他の写真について一枚当たり二千円が複製許諾料相当額であると解するのが相当である。そうすると、本件デジタルデータ四百七枚(注「裁判所の推定」のうち、表紙掲載写真に係るポジフィルム分が二枚、その他が四百五枚で、その合計は八十二万円であ

る。

本件紛失ポジフィルム百十七枚についての所有権侵害の損害は、①当初の原告と被告間の合意による本件交付ポジフィルム写真の許諾料②第三者からのその二次使用の申し込みが行われたのは、わずかな事例にすぎないこと——などを総合考慮すれば、表紙掲載写真に係るポジフィルムは一枚当たり五万円、その他の写真は一枚当たり二万円として総額二百四十六万円となる。

同一構内の送信は公衆送信ではない

【後書き】 著作権法でいう「公衆」は、一般的な解釈と違い、「特定かつ多数の者を含む」(二条五項)と定義されている。従って、不特定のひとが対象であれば「公衆」であり、閉鎖された特定のグループでも参加者が多ければ「公衆」となる。このため、「公衆」に当たらないのは、「特定かつ少数者」であり、裁判所は、被告のシステムは、「これに当たるから他の要件は検討するまでもない」として退けた。

この事件を原則に戻って当てはめると、その通りだが、原告が求めたのは「公衆送信」の中の「送信可能化権侵害」である。公衆送信には、「公衆によって直接受信されることを目的として無線通信または有線電気通信の送信を行うこと」(二条七の二号)とする定義があり、「放送」「有線放送」のほか、インターネットなどの「自動公衆送信」がこれに入る。争点の送信可能化はこの自動

公衆送信に含まれる。公衆送信の定義では、かつ書きで同一構内の送信は公衆送信から除外されている。これは単一の企業であって同一構内で行われる送信のすべてが特定少数相手とは限らないからだ。今は従業員一人ひとりがコンピュータにつながる端末を持つ時代、特定多数であつても、この定義で公衆送信から除外される企業は多いはずである。

ただし、小規模事業所で特定少数者しか端末を使用していても、インターネット回線を通してメール以外の情報がウェブサイトに流れるシステムであれば、同一構内の送信には含まれない。このケースでは情報を入力した時点で、公衆回線に接続されていなくても送信可能化は適用される。いったん公衆回線に接続されれば、情報は不特定多数の世界を駆け巡るからだ。

企業のローカルエリアネットワーク(LAN)は、適用業務に応じてコンピュータの使用領域が決まっている。その領域を越えて内部データがインターネットに流れれば、ウィーどこころの騒ぎではない。企業の存亡にかかわる大事になる可能性があり、企業のそのような管理は考えにくい。

ところで、この事件は訴訟当事者も少なく、面倒な法的問題もないが、原告の代理人は十人、被告も六人と異例で、弁護士大増員時代の幕開けを予感させた。

(朝日新聞社社友)

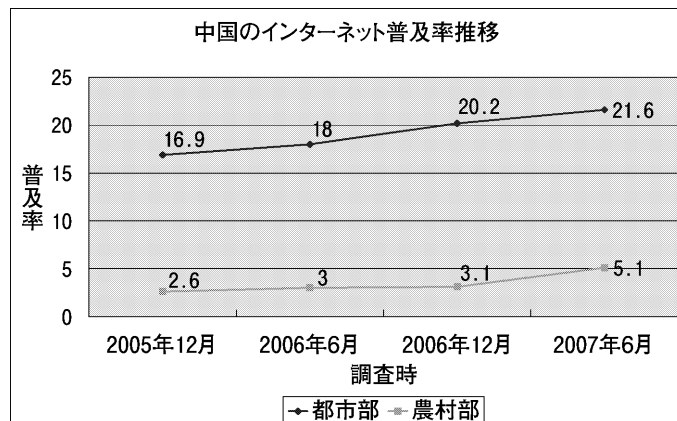
海外情報

中国農村部で低いネット普及率
低収入が都市部との格差招く

中国ネットワークインフォメーションセンター(CNNIC)は九月七日、農村部におけるインターネット利用状況調査報告をまとめ、発表した。それによると七億三千七百万人の農村部住民中、インターネット利用者はわずか三千七百四十一万人で、普及率は5・1%にとどまっている。これは都市部のインターネット利用者数一億二千五百万人(普及率21・6%)と比べて非常に少なく、ネット利用者総数では米国に次ぐ世界第二位につける中国(UNCTAD二〇〇六年調査)だが、目を国内に転ずれば、都市・農村間に著しい情報格差が存在することを明らかにしたものだ。

CNNICは中国科学院コンピュータネットワーク情報センターが運営する組織で、ドメイン登録サービスや各種統計を実施し、また、インターネット関連の国際会議では中国を代表する。

この調査報告は、CNNICが今年六月に全国規模で実施した第二十次インターネット発展状況調査結果を基に、農村部にスポットを当てて詳細分析した。調査ではインターネット利用者を「過去半年以内にインターネットを利用したことのあ



「毎週四日以上農村部に居住する住民」と定義している。

まず、二〇〇五年十二月以来のインターネット普及率の推移を半年ごとに見ると、別表の通り。都市と農村間のギャップは前回〇六年十二月時点よりは縮まったが、劇的な改善とは言えない。

農村部の普及率が低い理由について調査報告では、農村部住民の収入とパソコン所有率の低さを指摘する。二〇〇七年中国統計摘要によると、農

村部住民

の年間収入は三千五百八十七元(一元約十五円)で、都市部住民の一万七千五百五十九元の約30%にすぎない。パソコン所有率に至っては、都市部世帯で約二戸に一戸(47・2%)が所有するのに対して、農村部世帯では百戸中三戸(2・7%)しか所有していない(同上統計)。パソコン所有率の低さはインターネットを利用する場所にも影響し、インターネットカフェでの利用53・9%は全国平均の37・2%を大きく超え、利用形態として特徴的なものになっている。一方、家での利用は55・2%で、全国平均の73・8%を大きく下回っている。職場、学校における利用率はそれぞれ13・7%、13・1%にとどまっている。

インターネットの利用目的についても都市と農村では差異がある。例えば、「音楽を聴く」は農村部68・9%に対して都市部68・4%、「ゲームをする」は47・1%に対して都市部47・0%。こうした娯楽的な目的で利用する者はわずかながら農村部の方が多い。

一方で、「ニュースを見る」は農村部66・5%に対して都市部81・5%、「ショッピングをする」は農村部13・9%、都市部28・6%、「バンキングする」は農村部9・8%、都市部24・%、「株取引をする」は農村部3・8%、都市部17・7%。農村部においてインターネットの高度・応用的な利用はまだ不十分と言わざるを得ない。

こうした利用状況の差異は経済的な要因だけでなく、学歴など人口・社会構成的な要因も反映していると思われる、単にPC端末をばらまけば問題が解決するといった単純な結論は導けない。

(木原 正博 日本新聞協会審査室長)

メディア談話室

沖縄密約とメディアの姿勢

藤田博司

ことで、沖縄返還をめぐる密約の存在はほとんど動かぬ事実になったといっている。

真実隠したい政府

しかし、日本政府は今回もまた「知らぬ、存ぜぬ」の姿勢を繰り返している。町村官房長官は九日の会見で密約は「ない」といい、米側に「照会するつもりもない」と述べていた。密約の一方の当事者である米国が「ある」ことを示す文書を公表しているのに、である。

仮に日本が「ない」と主張するのなら、米側に事実関係を問いただすのが常識である。それを「するつもりはない」と言うのは、要するに日本政府はやぶをつついて蛇を出したくないからだろう。真実を確かめたくない、真実を覆い隠しておきたい、というのが本音としか思えない。

しかし、事は日米両国首脳同士の間で交わされた約束にかかわる問題である。日本国民にとって重大な関心事でもある。三十五年以上前のこととはいえ、日本の首相がどんな秘密の約束をしているのか、いなかったのか、当然知る権利がある。歴代政府が「ない」と言い続け、ごまかしてきた説明責任は、現政権も免れるわけにはいかない。その責任を果たせないなら、政府はウソつきのそしりを受けても仕方あるまい。

真実を隠してはばからない政府の姿勢は言語道断だが、政府にそれを許してきたメディアの姿勢にも問題はある。米側に事実関係を「照会するつ

知っているのに知らないふうを装うことを「シラを切る」という。知っているのに知らないというのは「ウソをつく」ことになる。沖縄返還をめぐるいわゆる「密約」を「ない」と言い張る日本政府はシラを切っているのか、それともウソをついているのか。どちらにしても国民を欺く所業というべきだろうが、政府はまたぞろそんな不誠実な姿勢をばかりもせず繰り返した。情けないのは、新聞もテレビも政府のそういう姿勢を追及する気配さえ見せていないことだ。

「密約」は動かぬ事実

十月七日付の『読売新聞』は、沖縄返還に際して有事に核の持ち込みを認める「密約」が一九七二年当時の日米首脳の間で交わされていたことを裏付ける新たな外交文書が、日本の研究者の手で発見されたと報じた。『朝日』も『毎日』もこのニュースを翌日の紙面で追いかけた。

「核持ち込み」の密約については、七二年当時佐藤栄作首相の密使として米国側との交渉に当たった若泉敬・元京都産業大学教授（故人）が九

四年に著した『他策ナカリシヲ信ゼムト欲ス』の中で、その存在を明らかにしていた。今回の米側の外交文書は密約そのものの内容を明らかにしたものではないが、当時のキッシンジャー大統領補佐官がニクソン大統領にあてたメモで、密約の存在を裏付けるものとされている。

沖縄返還に絡む日米間の密約としては、沖縄で米軍が占有する土地の原状回復に要する経費を日本政府が負担するとの約束があることも知られている。これは七二年に『毎日新聞』の報道で明るみに出たが、政府は密約の存在を否定、逆にこの情報を漏らした外務省の女性事務官とその情報を受け取った『毎日』の西山太吉記者が国家公務員法違反などに問われた。

この密約に関しては、それから三十年たった二〇〇二年、米国が公開した外交文書の中でその存在が改めて確認された。さらに〇六年には、七二年当時、外務省アメリカ局長として米側との交渉に当たった吉野文六氏が、日本の新聞とのインタビューで初めて密約があったことを認めている。今回の「核持ち込み」をめぐる文書が見つかった

「もりはない」と語った町村官房長官の九日の談話を、十日の『読売』はわずかに十三行のべた記事で伝えただけで済ませている。他の新聞も政府の姿勢に抗議や批判の声を上げていない。メディアは政府の理屈に合わない答えをそのまま受け入れたようにさえ受け取れる。こんな生ぬるい態度では、メディアに権力の逸脱や横暴を監視する意思があるのかどうか疑わしくなる。

権力の理不尽とごう慢

西山さんは二〇〇五年、密約の存在を裏付ける米側の外交文書が見つかったのを受けて、三十年前の起訴が不当だったとして国家損害賠償の訴えを起こした。しかし、裁判所は〇七年、時間の経過による賠償請求権の消滅を理由に訴えを退け、起訴の違法性には判断を示さなかった。

西山さんは七二年の「密約報道」をめぐって『毎日』を退社、その後不本意な生活を強いられた。真実を暴いた記者が不当に裁判に掛けられ、有罪とされ、その償いも受けられない。

一方で真実をひた隠しに隠し続ける政府は誰も責任を問われず、真実を明らかにしようとする努力もしない。これは誰が考えても理不尽というほかない。ここには、国家権力の途方もないごう慢さ、冷酷さがよく表れている。

本来ならメディアがもっと強力にその理不尽を批判し追及しなければならぬはずなのに、それがなされていない。こうした理不尽が今後も繰り返

返されるようなら、そしてメディアがそれに手を打てないようなら、国民の不信の目は政府に対してだけでなく、メディアに対しても向けられることになるだろう。

国家権力の「ごう慢」と冷酷さは、冤罪のやり直し裁判で十月九日、無罪が確定した富山県男性に対する司法当局、裁判所の姿勢の中にも読み取れる。男性は強姦容疑などで逮捕され、当初は無実を主張したが、富山県警の強引な取り調べで無理やり自白に追い込まれ、有罪判決を受けた。二年余り服役した後、別の犯罪で逮捕された男が強姦事件についても自供したため、男性の無実が明らかになった。

弁護側はやり直し裁判で冤罪の原因を解明するため、男性を取り調べた捜査官の証人調べを裁判所に求めたが、受け入れられなかった。裁判所は無罪の判決を出しただけで、事件の幕を引いた。無実の罪で一市民が二年余の間、服役を余儀なくされたのに、責任はいまいにされたままで終わった。密約の証拠をどんなに突き付けられても「ない」と言い張って恥じない政府の姿勢と全く変わらない。

「信頼できる」新聞だが

密約も冤罪もメディアが伝えて初めて大きなニュースになった。その意味でメディアが政府や司法当局の所業に目をつむっていたわけではない。メディアはそれなりに、権力の逸脱を追及する姿

勢は見せてきた。しかし、権力がいったんかたくなな防壁の構えで対抗してきたとき、メディアはおとなしく矛を収めて引き下がるというのが、これまで何度か繰り返された習いになっている。

権力に対してメディアのものがかりが良過ぎるのか、それとも端から真実をとことん追究することをあきらめてしまっているのか。メディアの作為が目に見える。

密約にせよ、冤罪にせよ、明らかに権力の逸脱、横暴そのものである。国民は事の真相と責任の所在を知る権利がある。その権利を代行できるのはメディアだけである。こういう問題でこそメディアが、とりわけ新聞が権力をきちんと追及できるようなと、その存在意義自体も怪しくなる。

『読売』（十月十四日）が伝えた世論調査によると、新聞報道を「信頼できる」と考えるものが「大いに」と「だいたい」を合わせて87%にも上るといふ。「必要で役立つ情報を提供しているか」には、89%が「十分に」もしくは「だいたい」提供していると答えている。

しかし、新聞に信頼を寄せるこれらの多数派の目に、例えば密約をめぐる政府対新聞のせめぎ合いがどのように映っているのか、世論調査の数字からは読み取れない。数字に表れた「信頼」に新聞があまり寄り掛かり過ぎると、思わぬところで足をすくわれることになりかねない。

（早稲田大学客員教授）

プレス
ウォッチング

イラク戦へ流用疑惑

「インド洋給油」の徹底説明を

安倍晋三政権突然の瓦解によって誕生した福田康夫新政権から一カ月余、衆参ねじれ現象の混乱は依然続いている。ポピュリズムと復古調を交ぜにした小泉・安倍政権六年の荒唐が社会によどんで、庶民の嘆きがあちこちから聞こえてくる。こんな中で十月一日、福田首相初の所信表明演説で臨時国会の論戦が再スタートした。福田首相は「自立と共生」「安心と希望」のスローガンを強調し、施政方針でも国会質疑でも「野党と重要な政策課題について誠意を持って話し合う」と繰り返し述べて、対話重視の姿勢をアピール。小泉・安倍政権とは打って変わり、低姿勢の新政権スタートとなった。

しかし、前政権からの「負の遺産」が重くのしかかる現状をどう打開するか、思い切った抜本策を提示しない点に不満が残る。新聞各紙は「劇場型政治」から脱皮して地味で落ち着いた政権に戻ったことを評価しつつも、「新政策展開の具体性に乏しい」と、一様に論評していた。

とにかく、年金・医療・教育・政治資金問題な

どのほか、外交・防衛をめぐる諸懸案が山積している。今月号では、当面の「テロ特別措置法」(十一月一日で期限切れ)の動向に絞って考察を試みたい。

「テロ特措法」については、九月号本欄でも取り上げたが、隠されていた実態がその後次々明るみに出てきており、それらの情報を踏まえて、問題点を指摘したいと思う。

「間接給油」…海自→米補給艦→空母

「自衛隊給油をイラク戦争に転用?」という重大な問題提起に衝撃を受けた。江田憲司衆院議員(無所属)がテレビ朝日「朝まで生テレビ」(9・1未明放映)で指摘した問題で、大きな波紋を巻き起こしている。内容は江田議員のHPに詳しく掲載されているので、主要部分を紹介しておく。

「海上自衛艦による燃料補給は、インド洋の海上阻止行動『不朽の自由作戦』にとどまらず、イラク戦争『イラク自由作戦』に従事する艦船にも、間接給油されているのではないかとの強い疑念を提起した。米海軍中央司令部&第五艦隊HPの一部と思われるサイトに、『イラク自由作戦』として『有志連合の貢献』の項目があり、『日本政府は、不朽の自由作戦の開始以来、八千六百六十二万九千六百七十五ガロン以上の燃料(七千六百万ドル以上相当)を貢献した』と書かれている。これが真正なHPで事実とすると、リットル、円換算で約三十三万^{キログラム}(八十億円)となる」(注11)

このHP記述は現在アクセス不能。

ただ、江田議員は「この数字は、イラク、アフガン混然一体となった統計の数字ではないかとも考えられる」と指摘し、「この米海軍HPの真偽を含めて、事実関係を今後精査、検証する必要がある。米国も機密情報を含めた情報開示をすると言明しているのだから、国会で真実を解明していきたい」と述べている。

最新の防衛省資料に当たった結果、二〇〇一年十二月から今年八月三十日までに海自補給艦が提供した給油量合計は四十八万四千^{キログラム}で、このうち79・5%に当たる三十八万五千^{キログラム}が米艦船向けで、金額合計二百二十億円の74%に当たる百六十二億円の油が米艦船に無料提供されていることが確認できた。「江田証言」を裏付ける給油実態だったことは間違いないだろう。

政府は十月二日の閣議で江田議員の質問主意書への答弁書を決定したが、米艦船に給油した合計三十八万五千^{キログラム}のうち、洋上警備に当たっている米駆逐艦への直接給油より米補給艦への間接給油がはるかに多い実態が明らかになったことは重大。間接給油量が何と全体の六割強、二十三万六千七百^{キログラム}という。これによって、補給艦から空母キティホークなどへ再給油され、イラク戦争に流用されたとの疑惑がますます深まった。

さらに、米軍のイラク戦争流用を裏書きする米側資料が明るみに出た。NPO法人ピースデポが米国の情報公開制度を活用、キティホークの航海日誌を調査した結果で、九月二十日と十月四日

に記者会見で発表された。調査報告の責任者、梅林宏道代表が寄稿した一文(『朝日』10・4朝刊)からリアルな実態を引用し、参考に供したい。

「キティーホークの航海日誌などを調査した結果、○三年二月二十五日に海自『ときわ』から米給油艦『ペコス』に約八十万^{ガロ}の燃料が給油され、ペコスがその後キティーホークに直行して同じ日に給油していたことが判明した。キティーホークはそのままペルシヤ湾に向かい、イラクの南方監視作戦(OSW)とイラク自由作戦(OIF)に従事していた。日本政府は当初、提供量を二十万^{ガロ}としていたが、私たちが会見で指摘した翌日の九月二十一日に、誤りを認めて八十万^{ガロ}に訂正した。その間、同艦はペルシヤ湾の奥深くに展開。この場所から、アフガンでの対テロ戦争に従事していたと主張するのは極めて困難だろう。重要なのは、流用はこの日のキティーホークに限ったことなのかという点だ。アフガニスタンとイラク、さらにはイランをもにらんだ作戦で、従事する艦船を分ける理由はない。福田政権はこの疑念をいかに晴らすのか」

また、米中東軍のホームズ作戦部長は十月三日ワシントンでの記者会見で、「給油を受けた米艦船に対して給油後の活動はアフガン関連の『不朽の自由作戦』に限ると指示を出しているか」との質問に対し、「そうした指示は承知していない」と言明している(『毎日』10・4夕刊)。

イラクやアフガンなどでの軍事行動を管轄して

いる米中東軍責任者の発言だけに、「イラクの自由作戦」への流用を言外に認めたと勘繰れる。

ペルシヤ湾で不可解な米空母の航跡

十一月一日に時間切れとなる「テロ特措法」延長が不可能となったため、政府与党は急ぎ「新法」を国会に提出、インド洋給油の「国際公約」継続を図る方針だが、このために十一月十日までの臨時国会の会期延長は必至である。

十月九日、緊迫の中で開かれた衆院予算委の冒頭、福田首相は「海自の給油活動は憲法九条が禁じる武力行使に当たらない」と述べ、小沢一郎民主党代表の「給油活動は国連決議に基づくものではなく違憲だ」との主張を真っ向から批判した。翌日の同委での菅直人民主党代表代行の追及は厳しく、○三年当時に官房長官だった福田氏の間違った答弁を撤回させる一幕も。防衛省が当時の給油量を二十万^{ガロ}から八十万^{ガロ}に訂正したため、シヤッポを脱がざるを得なかったのだ。

政府の「情報隠し」のボロが出て、石破茂防衛相はついに「間接給油された米空母キティーホークがペルシヤ湾内で活動していた」との苦しい答弁。しかし、「イラク戦への燃料転用はなかった」との弁明を繰り返した。一方、米国防衛総省は十日、「キティーホークに給油した燃料は、アフガニスタンで使用され、イラク戦争に転用した事実はない」と異例の否定声明を発表した。

「空母の艦載機がペルシヤ湾内からアフガンまで飛ぶには、国交のないイラン上空を飛ばなければ

ならない。それは無理だろうから、大きく迂回(うかい)して飛んだことになる。事実なら、なんとも不自然だ。そもそも、空母がイラクに向かってペルシヤ湾を航行すること自体が、イラク作戦のための行動であり、テロ特措法の目的から外れているように見える。さらに深刻なのは、転用疑惑の対象がこの空母の件だけなのかという点だ。給油を受けた米艦の六割が補給艦である。その先にどう使われたのか、給油活動全容についてデータを開示しなければ、判断のしようがない」との指摘(『朝日』10・11社説)は的を射ている。「給油ス

トップは国際信用を失墜し、国益を損なう」と強弁、疑惑解明の動きにふたをすることは許せない。いずれにせよ、十一月一日に「テロ特措法」は失効し、インド洋給油は中断せざるを得ない。そこで、政府は「給油・給水活動」だけに限定した「新特措法」によって打開を図る方針だが、「イラク戦への給油転用疑惑」解明を迫る野党が、原則的姿勢を崩すことはあるまい。従って臨時国会終盤は波乱含みで、参院で否決された法案を衆院で再議決できる「三分の二条項」を行使するかどうか、福田内閣にとつての重大局面になってきた。

激しい攻勢を仕掛ける民主党だが、小沢代表は月刊誌『世界』(11月号)に掲載した論文で「国連決議に基づいてアフガンで活動している国際治安支援部隊(ISAF)への参加は違憲ではない」と強調。国際貢献をめぐる論争はさらに白熱化するに違いない。(池田 龍夫〓ジャーナリスト)

放送時評

NHKの5カ年計画認めず

経営委員会が異例の動き

NHKの様子がおかしい。

NHK執行部では九月の公表をめどに、次期経営五カ年計画の審議を重ねてきたが、九月二十五日のNHKの経営委員会では、この次期経営五カ年計画案を承認しないと決定。記者会見で古森重隆経営委員長（富士フイルムホールディングス社長）は、当初二〇〇八年度からの開始を予定していた次期経営五カ年計画を一年先延ばしし、執行部側に計画の再提案を求めたことを明らかにした。経営委員会側は、「公共放送としてのNHKの将来のビジョンが十分に示されていない」「抜本的な構造改革の施策が十分に示されていない」「受信料の値下げは、最初に数字ありきの問題ではない」など、八項目について執行部案の不十分な点を指摘。今後、執行部側と経営委員による「経営改革ステアリングチーム（仮称）」を新設し、来年九月までには経営計画を作り直すという。

この「見解」はその日のうちに、NHK経営委員会のサイトにアップされた。その対応の早さな

どを見ても分かる通り、経営委員会側は二十五日開催の定例の経営委員会で、執行部提案の次期経営五カ年計画案を否決することを事前に準備していたのは間違いない。NHK執行部はこのような経営委員会の動きに気付かず、二十五日に向け計画案の修正作業を行っていたのである。執行部側は経営委員会に出し抜かれた格好であるばかりでなく、経営委員会による執行部案へのこのような対応自体が極めて異例で、橋本元一NHK会長以下、現執行部に対する事実上の不信任とさえ言える。

執行部側はその後の会長会見で執行部案を記者に公開するとともに、経営委員会の主張する計画の全面見直しに対して、「部分修正しか考えられない」として反発を強めている。

再浮上した政治との距離

その後、この次期経営五カ年計画に対する経営委員会の姿勢が実質的に決まったとされる九月十一日の議事録が公開されたが、その中で古森経営委員長が執行部に対して、「選挙期間中の放送については、歴史ものなど微妙な政治的問題に結び付く可能性もあるため、いつも以上にご注意ください」と発言していたことが分かり、注目を集めた。

十月四日の定例会見で、この古森発言について質問された橋本元一NHK会長は「個別の番組についての指摘であれば心外だと思い、私から、一体いつのどのような番組を指しているのかと問い

掛けた」と答えている。「これに対して古森委員長は一般論だとの答えであった」と続けているが、橋本会長は古森経営委員長が、NHKの主体性、自主性にかかわる問題について、踏み込んだ発言をしたと認識したことは言うまでもない。翌週九日の古森経営委員長の定例会見でも、この問題について質問を受け、「十分注意してほしいという一般論」と答えるとともに、「NHKの番組は見えない。朝も昼も忙しい」などとも発言したことが報じられている。

経営委員長は、経営委員会の互選によって決められるが、古森氏に関しては経営委員に選出される前から、委員長含みで経営委員に就任することが取りざたされていた。その背景には、古森氏と安倍晋三首相（当時）が以前から近い関係にあり、委員の就任には官邸の意向が働いたのだと、まことしやかに報じられたのである。

そのような背景がある中で今回の古森氏の発言は、番組制作現場への経営委員長による政治的な圧力と受け取られかねず、その役職に対する認識不足、配慮を欠くものと言わざるを得ない。

NHKの一連の不祥事後に起こった受信料の不払いの動きの中で、特に問題にされたのが、「NHKと政治との距離」であった。前後して、裁判にもなっているNHKの「ETV2001 問われる戦時性暴力」をめぐる問題で、その番組編集過程で政治家の関与があったと『朝日新聞』が報じたことで、NHKは「政治に弱い」との印象を

広く世間に与えることとなり、受信料不払いの動きに拍車を掛ける格好となった。

経営委員長である古森氏が、NHKの一連の不祥事発覚以来のそのような経緯を十分理解しているはずでありながら、あえてこのような発言をしたことが気になるところだ。経営委員長就任に関して、前述のような経緯のある古森氏が番組内容について踏み込んだ発言をしたが故に、「政治とNHK」というおなじみの問題として、メディアが飛び付いてニュースにしたとも言える。

「未知の領域」に踏み込む経営委

六月の古森氏が経営委員長に着任して以降の経営委員会の動きは、それまでの経営委員会とは明らかに異なるといわれる。

放送法はその第一三条で、「経営委員会は、協会の経営方針その他その業務の運営に関する重要事項を決定する権限と責任を有する」として、その権限について触れ、第四条で、経営委員会の議決が必要とする内容を明記しているが、経営委員たちはほかに本業があり、月に二度の経営委員会に出席する非常勤の社外役員というポジションということもあって、これまでは実質的に執行部の提出する案件を視聴者の視点からチェック、承認する機関として機能してきた。

この四月に閣議決定をした放送法の改正案では、コンプライアンス強化の一環として、経営委員会の権限強化がうたわれている。しかし、この春までの通常国会は、年金問題など予定外の重要

問題が噴出。国会運営が混乱し、放送法改正案の審議は次期国会に先送りとなった。しかし、その後の参院選による野党の圧勝もあり、現状では改正案成立のめどは事実上立っていない。

しかし、そのような放送法改正案が示そうとした経営委員会の権限強化という流れを先取りする形で、経営委員会は現行の放送法上で行使し得る権限の範囲を確認、拡大を模索しつつあると言えるのではないだろうか。現実問題として、経営委員会が執行部案を否決することが可能であるとするれば、経営委員会から執行部案に代わる案を提案できるのか。もし、できるとするならば、どのような事項について、どの程度までなのかといった問題が生じてくる。

これまで経営委員会が表舞台に立って注目を集めたのは、NHK会長の人事においてであった。経営委員会は会長の任命権を有しており、執行部の組織的活動が何らかの理由によって停滞・紛糾した際に、経営委員長がその人事に影響力を行使する形で状況の打開を図ることがあった。しかし、繰り返しになるが、これまでの経営委員会の中心的な役割はあくまで視聴者を代表する非常勤役員として、執行部のNHK運営を承認することだったのである。

そうした経緯から、経営委員会の権限の範囲に關して本格的に論議となったことはこれまでほとんどなかった。その意味では、現経営委員会は放送法における未知の領域に足を踏み入れたと言える

る。そして、その極め付けが前述の番組内容に関する経営委員長の発言と言えるのではないだろうか。

NHKの編集権は執行部のトップであるNHK会長に帰属するというのが、これまでの放送法の基本的な解釈である。しかし、会長がその編集権を実質的に行使することは物理的に難しい。実態としては、放送総局長や報道局長など、放送現場のトップが編集権を行使している。これまで編集権問題で常に議論されてきたのは、言論・表現の自由の観点から、最終的に編集権は執行部の長たる会長が有するものの、より川下の制作現場の権限をいかに担保するかということであった。制作現場の記者・ディレクターなどの良心を尊重した「内部的自由」の論議もその延長線上でなされてきた経緯がある。

今回の経営委員長の発言は、これまでの編集権論議とは全く異なったフェーズからの問題提起であり、既存の放送法解釈からすれば、その権限を逸脱した発言とみるのが一般的であろうが、経営委員会の権限拡大を既成事実化していくという狙いの中で一連の行動が行われているとすれば、その不規則発言もその深慮遠謀からきたこととみるのはうがち過ぎだろうか。

いずれにしても、現経営委員会の動きは、NHKという組織の性格を根底から変える危険性をはらんでおり、目が離せない。

(音 好宏Ⅱ上智大学教授)



あいさつする山内同盟
育成会理事長

◎育成会・学寮67周年

財同盟育成会と同盟学寮の第六十七回創立記念会が十月二十一日、東京都新宿区市谷仲之町の同盟学寮で開かれた。

正午からの式典ではまず、山内豊彦同盟育成会理事長が「低成長、格差の広がり、時代の転換を迎え、育成会として経済的支援のウェイトが強まってきた。こうした困難な時代だから、奨学生・学寮生制度を通じて育成会の人材育成事業はますます重要性を増している。各界で活躍している学寮OBに負けぬよう、学寮生の諸君も頑張ってもらいたい」とあいさつした。

続いて来賓を代表して石川聰共同通信社社長が「少子化で対人関係がうまくいかない人が増えている。育った地域、環境が違う人の集まりである学寮を人間関係を学ぶ最適な場所としよう」と呼び掛けた。これに対し、高司めぐみ同盟学寮委員長が「仕事と勉学を両立させ、与えられた立派な環境を生かしたい」と謝辞を述べた。

この後、前田耕一財新聞通信調査会理事長が

「女性委員長長の誕生や留学生の入寮など新しい時代の流れを感じる。大いに研さんを積んでほしい」と述べ、「乾杯」の発声で懇親会に移った。

記念会には共同、時事両通信社社長、仲之町町会代表、学寮OB、現役寮生ら約百三十人が出席、創立六十七周年を祝った。

記念会に先立ち、同日午前、荻田則夫共同通信社編集局次長が「スポーツ報道新時代」と題して特別講演を行った。

◎理事会・評議員会

財新聞通信調査会と財同盟育成会では十月二十四日評議員会、理事会を開き、平成十九年度上半期事業報告・中間決算などを原案通り承認・可決するとともに、理事一人の辞任を可決・承認した。

〔退任〕(理事)宮崎行男(10月24日)

◎同盟クラブ理事会

同盟クラブは十月二十四日理事会を開き、平成十九年度上半期事業報告・中間決算などを原案通り可決、同クラブ入会希望者十五人の入会を議決するとともに、理事一人の辞任を承認した。

〔退任〕(理事)宮崎行男(10月24日)

◎特別講演会

財新聞通信調査会と同盟クラブは十月二十五日、東京都中央区銀座五―十五―八の時事通信ホールで、第四回特別講演会を開いた。講師は弁護士、梓澤和幸氏。演題は「報道被害に取り組み市民のための報道の自由を目指して」だった。

〔悲報〕

松尾 節子さん(元時事通信社総務局厚生部、元同盟通信社北支総局) 9月20日死去、92歳。喪主はめい鈴木文子(ふみこ)さん。

寄贈の書籍・資料(28)

福原 亨一氏から
・戦争紀行(杉山市平、いりす、2007年7月)

目次(十一月号)

福田政権に相次ぐ重い課題……嶋田 正人……1	王室と国民をつなぐ英メディア(上)……小林 恭子……6
通信社の先輩が語る「私の体験記」⑧……小関 哲哉……10	マスメディア関連の裁判を見る(33)……佐藤 英雄……14
【メディア談話室】	
沖縄密約とメディアの姿勢……藤田 博司……18	イラク戦へ流用疑惑……池田 龍夫……20
【放送時評】	
NHKの5カ年計画認めず……音 好宏……22	
【海外情報】	
①APN 編集制作工程を外部委託……広瀬 英彦……9	②米のスクランダル報道は過剰……金山 勉……17
③中国農村部で低いネット普及率……木原 正博……13	

定価一五〇円 一年分一五〇〇円(送料とも)
発行所 財団法人 新聞通信調査会
〒一〇〇五一 東京都港区虎ノ門一―五―一六

印刷所 振替口座〇〇〇二二〇一四―七三四六七番
株式会社 太平印刷社

©新聞通信調査会2007